



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

ベトナム個人データ保護議定草案の概要

1. はじめに
2. 留意点
3. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2022年6月23日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです (<https://www.tkao.com/news/newsletter-2022-7/>)。

1. はじめに

現在、ベトナムには個人情報保護につき包括的に規定する法令は制定されておらず、民法 (Law No. 91/2015/QH13) の他、個別分野ごとに法令が制定され¹、定義や規制が統一されていない状況にあります。他方で、経済発展等により個人データの重要性が増している中、個人情報を活用しつつも、濫用及び流出等のリスクを最小限に抑えていく仕組みの必要性が高まっていることを踏まえ、2021年2月9日に、公安省より、個人情報保護につき包括的に規定する個

¹ 主要なものとしては、消費者権利保護法 (Law No. 59/2010/QH12)、電子取引法 (Law No. 51/2005/QH11)、情報技術法 (Law No. 67/2006/QH11)、電子商取引に関する議定 (Decree No. 52/2013/ND-CP)、サイバー情報保護法 (Law No. 86/2015/QH13 (Decree No. 08/2018/ND-CP により修正補充))、サイバーセキュリティ法 (Law No. 24/2018/QH14) があります。それぞれの概要については、弊所編「個人情報 越境移転の法務」(中央経済社、2020年)148頁から167頁をご参照ください。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

人データ保護議定の草案(以下「本件草案」といいます。)が公表されました。本件草案は、2021年12月1日施行予定となっていました(本件草案第29条第1項)、本稿作成時点で施行等はされていません。そのような中、2022年3月7日にベトナム政府は個人データ保護議定の草案を承認しました(Decision No. 27/NQ-CP 第2条)。今後、国会常務委員会の同意が得られた後に、本件草案が制定・施行されるものと予想されます(同条、法規範文書発行法(Law No. 80/2015/QH13(Law No. 63/2020/QH14により修正補充))第19条第3項)。そこで、本稿において紙面の許す限り、本件草案の留意点を取り上げます。

2. 留意点

(1)適用範囲

本件草案は、個人情報に関連する機関、組織、個人に対し適用する旨(本件草案第1条第2項)、個人データ保護規定違反処理は、ベトナムにおいて事業活動を有する全ての国内外の組織、企業及び個人に対し適用されると規定しています(同第4条第2項)。ここで、「ベトナムにおいて事業活動を有する」の意味が問題になり得ますが、本件草案において規制対象となっている個人データ処理者が、「個人データの処理活動を実施する国内外の機関、組織、個人」と定義されている(同第2条第8号)ことを踏まえると、ベトナムにおいて拠点を有しなくても、ベトナム国民の個人情報を取扱う場合には、本件草案の規制が及ぶ可能性があり、留意が必要と思われる。

(2)個人データ等の処理に対する規制

本件草案は、「個人又は具体的な個人を特定又は特定し得ることに係るデータ」を個人データと定義し(本件草案第2条第1号)、その上で、以下のとおり、基本個人データとセンシティブ個人データを区分しています(同条第2号、第3号)。なお、本件草案上、それぞれが包摂関係にあるのか等は明らかではないこと、基本個人データは定義規定のみが存在し、厳密な位置づけは不明であることには留意が必要と思われる。

基本個人データ	センシティブ個人データ
<ul style="list-style-type: none"> ・名字、ミドルネーム、名前、通称(もしあれば) ・生年月日、死亡日、行方不明日 ・血液型、性別 ・出生地、出生地登録場所、常居所地、現在地、出身地、連絡住所、メールアドレス ・学歴 ・民族 ・国籍 ・電話番号 ・人民証明番号、パスポート番号、人民カード番号、運転免許証番号、ナンバープレート番号、個人納税者番号、社会保険番号 ・婚姻状況 ・オンライン空間上の行動又は行動履歴を反映するデータ 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的及び宗教的見解に関する個人データ ・健康状態に関する個人データ ・遺伝に関する個人データ ・生体認証に関する個人データ ・性的ステータスに関する個人データ ・性的生活、性的指向に関する個人データ ・各法令実施機関により収集、保存された犯罪や犯罪行為に関する個人データ ・財務に関する個人データ

そして、法令に特段の規定がある場合を除き、個人データを処理するに当たっては、データ主体(個人データに反映される個人(本件草案第2条第4号))の同意が必要です(同第3条第4号、第5条第1項)。ここで、個人データの処理とは、個人データの収集、記録、分析、保存、変更、開示、アクセスの許可、取得、回収、暗号化、復号化、コピー、転送、削除、個人デー

データの破棄又はその他関連する行動を含む、個人データに影響を与える1つ又は複数の行動と定義されています(同第2条第6号)。そして、データ主体の同意は、自発的かつ処理目的等を知っている場合に限り効力を有し(同第8条第1項各号)、沈黙又は無回答は、同意とはみなされず(同条第2項)、データ主体の同意は印刷、書面での複製可能な形式において表示されていなければならないとされており(同条第4項)、当該同意は、いつでも撤回可能とされています(同条第7項)。みなし同意が認められていないことも相俟って、厳格な規制となっていることには留意が必要と思われます。

また、センシティブ個人データは、原則として、処理実施前に、個人データ保護委員会に登録されなければならないとされており(本件草案第20条第1項)、提出書類には、申請書の他、センシティブ個人データを処理する場合の影響評価報告書等も提出する必要があること(同条第2項各号)、登録は合法的な書類を受け取った日から20日以内とされており(同条第3項)、一定の手間と時間を要することについても留意が必要と思われます。

さらに、個人データの越境移転に関しては、a)移転に関するデータ主体の同意があるとき、b)元データがベトナムにおいて保存される、c)移転先の国、領土又は当該国若しくは領土内の特定の地域が、本件草案に規定する水準と等しい又はそれ以上の水準の個人データ保護規定を施行していることを証明する文書を有する、及びd)個人データ保護委員会の文書による同意文書があることの4条件を全て充足するか(本件草案第21条第1項各号)、(i)データ主体の同意がある、(ii)個人データ保護委員会の同意文書がある、(iii)データ処理者の個人データ保護の誓約、又は(iv)個人データ処理者の個人データ保護方法の適用への誓約の場合に可能とされています(同条第3項各号)。しかしながら、a)からd)までの4要件と(i)から(iv)までの各場合には重複しているようにも見受けられ、使い分けは不明となっている等、不明確な規定となっています。また、個人データの越境移転登録の規定があるものの、個人データの越境移転登録が必要な場合に関する規定が設けられていない等の不備もあり、施行された場合、運用に混乱が生じる可能性も相当程度あるように思われます。

(3)個人データ処理に関する規定違反行為に対する罰則

本件草案は、個人データ処理に関する規定違反行為に対する罰則につき、違反の程度に応じて、5000万ドンから1億ドンの罰金を規定しているのみならず(本件草案第22条第1項、第2項)、違反行為が複数回に及ぶ場合には、ベトナムにおける総売上上の最大5%の罰金が科されるとするほか(同条第3項)、追加処罰形式として、最大3か月の個人データ処理の停止や、個人データの越境移転の権利の剥奪が規定されています(同条第4項)。特にベトナムにおける総売上上の最大5%の罰金が科されるのは、具体的な算定方法が規定されていないことも踏まえると、事業活動に対し非常に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要と思われます。

(4)他の法令との優先関係

本件草案は、一般的には、個人情報保護につき包括的に規定する法令として理解されていますが、本件草案には、民法の他、個別分野ごとに規定されている個人情報保護に関する規定との優先関係に関する規定は存在しないため、実際の取り扱いにおいて、いずれに依拠すればよいのか不明な状況となっていることも留意が必要と思われます。

3. 終わりに

今回取り上げた留意点以外にも、個人データを処理に関するデータ主体への通知(本件草案第11条)、個人データを処理する場合の技術方法(同第17条)等の留意点が他にもあり、本件草案が施行された場合の事業者側への影響は大きいものと思われます。また、本件草案の文言が今後変更されなかった場合、不明確さ等も相まって、混乱が生じることが予想されます。さらに

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021

は、違反した場合には、重いものとなり得ることも踏まえると、皆様がベトナムに進出し事業運営する際には、ベトナムでの最新の実務状況を十分に把握することが望ましいと思われま

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021